

被害者救済としての損害賠償履行

鈴木愛理

- 1 はじめに
- 2 少年法における損害賠償請求
- 3 被害者からの声
- 4 改善案
- 5 まとめ

1 はじめに

少年法は、非行に及んだ少年の健全な育成と更生を目的とする制度である。一方で、少年事件においては、被害者やその遺族が深い精神的・経済的被害を負うにもかかわらず、その回復が十分にされていないという問題が指摘されてきた。現に、加害少年が少年院を出した後も損害賠償が支払われない事例は少なくなく、被害者側に強い不満を残している。被害者遺族の中には、「真に更生を果たそうとしているならば、賠償という形で責任を果たそうとするはずだ」と訴える声もある。このような現状を踏まえると、少年法における更生を内心の反省にとどめるのではなく、損害賠償という具体的な行動と結び付けて捉える必要があると考える。本レポートにおいて、少年事件における損害賠償の問題に着目し、被害者救済と加害者更生の両立をさせるための制度の在り方について検討する。

2 少年法における損害賠償請求

そもそも、少年法において損害賠償請求は認められるのか。結論から述べると、認められる場合もある。では、損害賠償請求の認められる条件は何なのか。まず、少年事件による加害が民法709条の不法行為に該当し、これによって、被害者が精神的苦痛を受けたことが必要となる。例としては、少年が加害者となった不同意性交罪、少年に暴力を振るわれたケース、少年の運転する車による交通事故などである。ただ、不法行為に該当するからと言って、すべての事案で損害賠償請求が認められるわけではない。なぜなら、少年事件の場合、責任能力の問題があるからである。実際に、民法712条では、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない」と定義されており、加害者の年齢や判断能力によっては、「責任能力がない」と評価される可能性があるのだ。

3 被害者からの声

以下は、少年事件において、実際に損害賠償請求がなされた事例である。¹その日、被害生徒はクラスメイトと一緒に、文化祭の後片付けを行っていた。そこには、来場していた他校の生徒の6人グループがあり、「○○知らんか?」と威圧的に聞きまわっていたという。そして最後に被害生徒にも同じように問い合わせた。しかし、その時教室では大きな音で音楽が流れており、被害生徒は言葉を聞き取れず、「えっ?」と返した。すると他校の生徒のうち数人が、返事が悪いと怒りだし、襟首をつかみ、殴る真似をしたり、椅子を振り上げ殴るふりをしようとしたという。ただ、その場では殴るふりをしただけで暴行には及んではいなかった。その後、他校生徒らグループのうちの一人にとめられ、いったんは教室を出て行ったが、近くで待ち伏せをし始めたという。それに気づいた被害生徒は友達の自転車に2人乗りをして逃げたが1キロメートルほど逃げた地点で追いつかれ捕まってしまい、暴行を受けた。ただ、暴行を受けた直後は普通に意識があり、その後母親が病院に連れて行き、その際、「加害生徒に何度も謝った」という会話もしたという。しかしその日の夜中にほとんど脳死に近い状態になり、12日後に死亡する結果に至った。また、被害生徒の両親もこの事件のせいで長年苦しめられてきた。父親は生前息子に対して、「喧嘩になりそうなときはまず謝れ、それでもだめなら逃げろ。もし二、三発殴られても死ぬことはない。」というように幼少期から教育していた。被害生徒はその教えを忠実に守った結果、死亡に至ってしまった。この結果を受け、父親は自身の教育方針を強く悔やむようになり、事件後は仕事に行けなくなり、部屋にこもる生活となってしまった。また、母親も精神的打撃から立ち直れず、他の子どもたちの世話や家事を行えない日々が続いたとされている。この事件が起こったのは、²1996年11月のことであり、まだ、現在のような少年法の制度はなく、少年審判において意見を述べることはおろか、傍聴も記録の閲覧も認められていなかった。実際に被害少年の母親も「自分の息子を殺した人の名前も何があったのかも教えてもらえない」と言っており、事件に対する強い心残りを抱いていた。しかしその後、2014年に民事訴訟を起こし、八千万円の賠償命令が確定した。けれども、その賠償金も一千五百万円ほどしか支払われていない段階で、とまってしまったという。³この賠償金が支払われない現状に対

¹ 「大阪府庁」『被害者の声 少年犯罪被害当事者の会代表 武るり子さん』2009.7.27 政策企画部危機管理室治安対策課支援推進グループ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/ibento/take.html>

² 「産経新聞」『「賠償金で生活したいのか」遺族に心ない声も 普通に話せる社会は窓遠く』2023.10.21 宮本直明 <https://www.sankei.com/article/20230821-XLTZARUPE5JNHCPESTYF76ZSKI/>

³ 「少年犯罪被害当事者の会」『第三次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見』令和元年8.29 武るり子

<https://hanzaihigaisha.jimdofree.com/%E8%B3%87%E6%96%99/%E7%AC%AC%E4%BA%89%E6%AC%A1%E7%8A%AF%E7%BD%AA%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E8%80>

し、被害生徒の母親は、国が賠償金を立て替える制度の必要性を訴えている。また、民事裁判を起こすこともできるが、どうして被害者側が自ら行動を起こさなければならないのかという点についても疑問を示している。

4 改善案

この問題の改善策について、欧米諸国、フランス先行事例が取り上げられる。まず、⁴欧米諸国のスウェーデン、ノルウェーなどでは、犯罪被害者庁、強制執行庁が設けられている。それぞれの性質として、まず、犯罪被害者庁では、国が被害者に対して、損害賠償の立て替えを行っている。次に、強制執行庁では、国が被害者に立て替えを行った分を加害者に請求するという役割を担っている。⁵また、フランスでは、国民が加入している他の保険料に犯罪支援金として少し上乗せをして徴収している。これらのメリットとして、損害賠償請求のために、被害者側が自ら行動を起こし、裁判を起こさずとも、まず国側から動いて損害賠償の請求の問題を対処することだ。そこで、日本にもこれらの制度を導入することを提案する。ただ、フランスの、国民が加入している他の保険料に少し上乗せをして犯罪支援金として徴収することはそのまま取り入れず、損害賠償保険という国が徴収する保険として新たに導入することを提案する。その理由としては、既存の保険に付加する形であると、国民にとって、負担の実感がわかりにくく、知らないうちに勝手に徴収されているという不信感を生む恐れがあるからだ。そのため、損害賠償保険という名称を付け、制度を明確化することで、自らがどのような社会的リスクに備えて負担しているかが理解しやすくなると考える。また、これらの制度に対して、反論がなされることも考慮に入れなければならない。「そもそも損害賠償保険という制度が受け入れられない」という反論が想定できる。しかし、被害者は私たちが考える以上に思い悩んでいると考えられる。そのため、YouTube やテレビ、SNS などを通して、実際の犯罪被害者も事件に巻き込まれることは想定もしていなかつたという声を届けて、他人ごとではないと言うことを自覚してもらう必要があると考える。また、欧米諸国でこの制度が容易に取り入れられている要因として、国のお金の使い道の透明性が高いと言うことが挙げられる。日本も積極的にどこにいくら使われたのかということを表に出していくべきだと考える。また、「損害賠償を先に国が全額出してくれるなら犯罪をしても、あまりデメリットはないであろうと考えだす人が増え、犯罪が増えてしまうのではないか」という声もあるかもしれない。しかし、調べた限りではそのような前例は、フランス、スウェーデン、ノルウ

%85%E7%AD%89%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB%E3%81%A
E%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3
%82%8B%E8%A6%81%E6%9C%9B-%E6%84%8F%E8%A6%8B/

⁴ 「全国犯罪被害者の会」 『欧米の犯罪被害者庁について』 p12-15 2022.3.26 斎藤実
https://www.navs.jp/new-nl/new-nl_1/new-nl_1_12-15.pdf

⁵ 「損保総研レポート」『犯罪被害者補償制度と損害保険』2006.6 田邊陽一
p45 https://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport076_2.pdf

エーではみられていないようであった。このことから、加害者はだれが払うかというところまで深く考えず、犯行に及んでいる可能性が高い。多くの犯罪は衝動的に起きてしまっているのではないだろうか。

5まとめ

本レポートにおいて、少年事件における損害賠償の未払いの問題に着目し、被害者救済の観点から検討をした。現行の少年法では、加害少年の健全育成と更生を重視する一方で、損害賠償が十分に履行されないという事例が少なくなく、被害者や遺族の回復が置き去りにされているという課題を抱えている。そこで、欧米諸国やフランスの制度を参考に、国が関与する形で損害賠償を先行的に保障する仕組みを日本に導入することを提案した。また、既存の保険料への上乗せという点に関してはそのまま導入するのではなく、損害賠償保険として制度化を明確にする。また、犯罪被害者庁、強制執行庁を設け、国側がいち早く動くような態勢を整える。このような被害者救済の措置が有効であると考える。